

## 品川区既設幼稚園の学校法人化認可取扱要綱

制定 平成 15 年 10 月 2 日 区長決定 要綱第 84 号  
改正 平成 27 年 2 月 1 日 要綱第 111 号  
改正 平成 27 年 3 月 24 日 要綱第 127 号

### (趣旨)

第 1 条 学校法人立以外の私立幼稚園(昭和 50 年 8 月 11 日現在において存在し、かつ、現に継続して運営されているものに限る。以下「既設幼稚園」という。)の設置者を、学校法人に設置者変更する場合の認可については、関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校法人 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人をいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園で、私立のものをいう。
- (3) 園地 運動場、園舎敷地等からなる幼稚園の土地をいう。
- (4) 園舎 保育室、遊戯室、職員室、保健室、便所等からなる幼稚園の建物をいう。
- (5) 基準面積 園舎敷地面積、第 8 条第 2 項または第 3 項に規定する運動場面積およびその他の面積を合算した面積をいう。
- (6) 基本財産 学校法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金をいう。
- (7) 運用財産 学校法人の設置する学校の経営に必要な財産をいう。
- (8) 年間経常的経費 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)別表第 2 支出の部に掲げる科目のうち人件費、教育研究経費、管理経費および借入金等利息の合算額をいう。
- (9) 帰属収入 学校法人の負債とならない収入をいう。

### (基本財産)

第 3 条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当し、区長が教育上支障がないと認める場合は、園地を借用することができるものとする。

- (1) 学校法人の所有する園地面積が基準面積の 2 分の 1 以上の場合。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構または東京都住宅供給公社(以下「国等」という。)からの借用であり、所有することが困難な場合

- (3) 借用部分が既設幼稚園の設置者である宗教法人等の境内地等であって、当該宗教法人等の目的に照らして、寄附または譲渡が困難な場合
- (4) 借用部分が既設幼稚園の設置者が借用している園地であって、所有できないことについて、合理的な理由がある場合。ただし、既設幼稚園の設置者の直系親族もしくは配偶者または既設幼稚園の設置者と生計を一にする同居親族からの借用を除く。
- 2 学校法人は、国等からの借用であり、所有することが困難な場合は、園舎を借用することができるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと区長が認める場合は、国等以外からの借用を認めるものとする。
- 3 学校法人が第1項および第2項の規定により園地および園舎または園地もしくは園舎を借用する場合は、20年以上の地上権又は賃借権（以下「賃借権等」という。）を有しなければならない。ただし、第1項の規定により園地を借用する場合であって、既設幼稚園の設置者が既に期間20年以上の賃借権等を有している場合における学校法人の賃借権等の期間は、既設幼稚園の設置者が有している賃借権等の残存期間とすることができる。この場合、残存期間が5年未満のときは、賃借権等の更新を明らかにした当事者間の合意書を作成しなければならない。
- 4 第3項の規定にかかわらず、国または地方公共団体からの借用であり、かつ、20年以上の安定的な使用を確保できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。
- 5 第3項および第4項の規定による賃借権等は、登記しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、登記に代えて公正証書の作成によることができる。
- 6 学校法人は、その設置する幼稚園の施設に役員の住居等教育目的以外のために継続的に使用される施設を付置してはならない。
- 7 1棟の建物の一部分である園舎は、園舎以外の部分と構造上明確に区分され、かつ、区分所有されていなければならない。

(運用財産)

- 第4条 学校法人が所有しなければならない運用財産の額は、年間経常的経費の6分の1以上の額とする。
- 2 第1項の規定にかかわらず、第3条 第1項1号のただし書および第2項のただし書の規定により園地および園舎または園地もしくは園舎を借用する場合は、学校法人は次に掲げる運用財産を保有すること。
    - (1) 園地および園舎を借用する場合  
年間経常的経費の修業年限分以上
    - (2) 園地または園舎を借用する場合  
開設年度の経常的経費1年分および修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料
  - 3 入園料、保育料等学校法人の諸活動に対応する収入で、学校法人設立前に収入となったものは、その全額を学校法人に引き継がなければならない。ただし、幼稚園の施設、設備および備品（固定遊具を含む。）の充実のために支出されたことが明確である

場合は、その支出額を引き継ぐ額から控除することができる。

(負債)

第5条 既設幼稚園の設置者は、その負債を学校法人に承継することができない。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて充足する場合はこの限りでない。

- (1) 負債が既設幼稚園の施設または設備の充実のために生じたことが明確であること。
- (2) 負債が日本私立学校振興・共済事業団、地方公共団体、住宅金融公庫、財団法人東京都私学財団、銀行その他確実な金融機関からの借入れで、適正な返済計画があること。
- (3) 当事者間で負債の承継が合意されていること。
- (4) 負債の年間返済額が、当該学校法人の年間帰属収入の20パーセント以内の額であること。

2 前項ただし書の規定により承継する負債については、園地および園舎に抵当権（根抵当権を除く。）を設定することができる。

(規模)

第6条 幼稚園の規模は、2学級以上でなければならない。

(収容定員及び施設整備基準)

第7条 幼稚園の収容定員は、原則として既設幼稚園の収容定員を限度とする。

- 2 幼稚園の園舎、運動場、保育室及び遊戯室は、別表第1に定める施設基準を充足していなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、昭和32年2月1日以前に認可された既設幼稚園は、別表第2に定める施設基準によることができる。ただし、昭和32年2月2日以降において園舎の増改築を行った幼稚園の当該増改築部分は、別表第1の施設基準を充足していなければならない。
- 4 昭和34年3月31日以降に認可された既設幼稚園で、保育室の面積が別表第1に定める施設基準を充足しないときは、次表により保育室ごとに人数を求め、その合計人数と既設幼稚園の収容定員とを比較し、いずれか少ない方の人数を、学校法人が設置する幼稚園の収容定員とする。

保 育 室 面 積	人 員
26.4 平方メートル以上 33.0 平方メートル未満	10 人
33.0 平方メートル以上 39.6 平方メートル未満	20 人
39.6 平方メートル以上 46.2 平方メートル未満	30 人
46.2 平方メートル以上 52.8 平方メートル未満	35 人

5 幼稚園の周辺が家屋密集地域等で、運動場面積が別表第1または別表第2に定める施設基準を充足することが極めて困難であると認められる場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

(名称)

第8条 既設幼稚園の設置者を、学校法人に設置者変更する場合の学校法人の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、東京都内の既設の他の学校法人の名称と同一または紛らわしいものであってはならない。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付則 この要綱は平成15年10月2日から適用する。

この要綱は平成27年2月1日から適用する。

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

別表第1 施設基準

園舎面積	自己所有（平屋建、耐火構造の場合2階も可）					
	学級数	1	2	3	4	5
	総面積	180 m <sup>2</sup>	320 m <sup>2</sup>	420 m <sup>2</sup>	520 m <sup>2</sup>	620 m <sup>2</sup>
	学級数	6	7	8	9	10
	総面積	720 m <sup>2</sup>	820 m <sup>2</sup>	920 m <sup>2</sup>	1020 m <sup>2</sup>	1120 m <sup>2</sup>
運動場面積	学級数	1	2	3	4	5
	総面積	330 m <sup>2</sup>	360 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	480 m <sup>2</sup>	560 m <sup>2</sup>
	学級数	6	7	8	9	10
	総面積	640 m <sup>2</sup>	720 m <sup>2</sup>	800 m <sup>2</sup>	880 m <sup>2</sup>	960 m <sup>2</sup>
保育室面積	昭和34年3月30日以前に認可された園		昭和34年3月31日以降に認可された園			
	1人当たり	1.1 m <sup>2</sup>	1室	52.8 m <sup>2</sup>		
遊技場面積	昭和34年3月30日以前に認可された園		昭和34年3月31日以降に認可された園			
	1人当たり	0.84 m <sup>2</sup>	1室	99.1 m <sup>2</sup>		
	兼用のとき		1室 100 m <sup>2</sup>			

別表第2 施設基準（昭和32年2月1日以前に認可された園）

園舎面積	1人当たり 2.3 m <sup>2</sup> 園最低 100 m <sup>2</sup>					
運動場面積	学級数	1	2	3	4	5
	総面積	170 m <sup>2</sup>	240 m <sup>2</sup>	360 m <sup>2</sup>	480 m <sup>2</sup>	560 m <sup>2</sup>
	学級数	6	7	8	9	10
	総面積	640 m <sup>2</sup>	720 m <sup>2</sup>	800 m <sup>2</sup>	880 m <sup>2</sup>	960 m <sup>2</sup>
	10学級を超えるときは、1学級につき80 m <sup>2</sup> を加算する。					
保育室面積	1人当たり 1.1 m <sup>2</sup>					
遊技場面積	1人当たり 0.84 m <sup>2</sup> 兼用のとき 1室 100 m <sup>2</sup>					